

議 事 録

会 議 名	第4期寒川町まちづくり推進会議 第6回会議
開 催 日 時	平成28年1月19日（火）午後2時～3時45分
開 催 場 所	寒川町役場 東分庁舎2階第1会議室
出席者名、欠席者名及び傍聴者数	<p>○出席委員 大川委員(会長)、村崎委員、菊地委員、大関委員、藤井委員、大谷委員、若林委員、山口委員、清田委員(副会長)、谷村委員、森井委員、平本委員、今井委員、小林委員</p> <p>○欠席委員 島村委員、小川委員、田邊委員</p> <p>○事務局 芹澤協働文化推進課長、伊藤副主幹、内藤主事</p> <p>○傍聴者数 3名</p>
議 題	<p>1 寒川町みんなの協働事業提案制度モデル事業について</p> <p>①寒川町みんなの協働事業提案制度モデル事業実施要綱(一部改正案)について(資料1)</p> <p>②寒川町協働事業選考委員会設置要領(一部改正案)について(資料2)</p> <p>③寒川町協働事業選考委員会へのまちづくり推進会議からの委員推薦について</p> <p>2 寒川町わたしの提案制度運営要綱(案)について(資料3)</p>
決 定 事 項	<p>○議事録承認委員の選出について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・谷村委員、森井委員 <p>○寒川町みんなの協働事業提案制度モデル事業について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・寒川町みんなの協働事業提案制度モデル事業実施要綱(一部改正案)について <p>→了承。ただし、別表については聴取した意見を持ち帰り再度検討。標記については事務局に一任。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・寒川町協働事業選考委員会設置要領(一部改正案)について <p>→了承。ただし、会議の非公開については削除に向け検討を要する。また、提案事業のうち選考委員が会員になっている場合等については、委員から外れる旨を明記する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・寒川町協働事業選考委員会へのまちづくり推進会議からの委員推薦に

	<p>ついて</p> <p>→正副会長および両委員会の委員長の計4名を推薦することについて内諾。</p> <p>○寒川町わたしの提案制度運営要綱(案)について</p> <p>→推進会議委員の審査会への参加については、聴取した意見を参考にして、要綱が完成した際に、再度審議する。</p> <p>○次回まちづくり推進会議の日程について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各委員会の進捗状況を見ながら正副会長と調整して開催する。 		
公開又は非公開の別	公開	非公開の場合その理由（一部非公開の場合を含む）	
議事の経過	<p>1 開会</p> <p>2 会長あいさつ</p> <p>（会長）年度内の推進会議は本日で最後となる。多少課題等があるので、申し訳ないが5月か6月に会議を開催する必要があると思うので、ご理解いただきたいと思う。</p> <p>3 議事録承認委員の選出</p> <p>（芹澤協働文化推進課長）これまでのまちづくり推進会議（以下、推進会議という）では名簿順で2名ずつお願いしている。今回は、谷村委員と森井委員にお願いできればと思うがいかがか。</p> <p>（谷村委員）（森井委員）了解した。</p> <p>（芹澤協働文化推進課長）この後の会議の進行については、寒川町まちづくり推進会議規則第4条により、大川会長にお願いしたい。</p> <p>（大川会長）では、早速議題に入る。事務局に説明をお願いしたい。</p> <p>4 議題</p> <p>（1）寒川町みんなの協働事業提案制度モデル事業について</p> <p>①寒川町みんなの協働事業提案制度モデル事業実施要綱（一部改正案）について（資料1）</p> <p>（事務局）現在、事前相談の募集を1月4日～29日までを期間として受付しており、本申請は3月1日～15日の期間を予定としている。前回の推進会議でスケジュールの見直しをし、先に事前相談を受け付け、本申請を受けた後、協働事業選考委</p>		

員会ではプレゼンテーション等を行った上で審査をしていくというご説明をさせていただいた。それらに関連して、実施要綱の一部改正案を作成したので、ご意見等いただければと思う。

—資料1の説明—（省略）

（事務局）要綱の改正は、軽微な文言の修正と、対象とする経費に関する修正がある。推進会議でのご意見を踏まえ、今後の見直しの参考にさせていただき、庁議に諮っていきたいと考えている。

（村崎委員）実施要綱の中身について、聞いて終わりなのか、それとも提案等ができるのか。

（芹澤協働文化推進課長）今日ご意見頂いたものを持ち帰り、修正等があった場合には、みなさんに情報をお送りする。

（事務局）今回ご説明した部分については、みなさんにご了解頂けると有難いが、頂いたご意見等を平成28年度事業に落とし込めるものなのか、検討の余地があるものなのかという部分もあるので、即座に意見を反映させるとはこの場で断言は出来ないが、持ち帰らせていただく。

（村崎委員）要綱に実施期間は単年度だが、3年度まで続けられるとある。例えば、ある事業に30万の補助金が交付されたが、実際には10万円しか使わず、さらに2年事業を継続したい場合、3年間その交付金を使用することができるのか。

（清田副会長）予算執行において、未消化分については役所に戻すのは、原理原則。

（事務局）10万円しか使わないことが想定される場合には、事前に事務局にご相談いただければ、変更ができるが、事前相談なく、最後の段階で10万円しか使わなかったという話になればお戻しいただくことになる。

（村崎委員）もし今のケースで、2年目も事業を実施したい場合は、改めて申請をすれば良いのか。

（芹澤協働文化推進課長）1年度の事業計画の中での必要な事業費への補助額になる。

（村崎委員）未消化分の返戻について、要綱の第何条から読み取れるのか。

（事務局）補助金の交付については、本要綱とは別に寒川町補助金の交付等に関する規則第10条に補助金等の決定取消し又は返還について定められている。

(小林委員) 他の補助金の交付規則に則り補助金として支出されるという形ではよろしいか。

(芹澤協働文化推進課長) はい、そうです。

(小林委員) 一般的に補助金は、事業費の内容というよりも、事業費の総体に対して30%や50%等一定割合の補助金が支出されるのが一般的な性質だと理解している。ところが、第11条関係の別表には補助対象外となる経費が定めてある。特に気になるのが、「その他町長が事業に直接必要ないと認める経費」の部分。一番最悪なケースが、選考委員会で選考された事業であっても、町長が認めなければ一銭も出ないということが起こりうると推定され、やはり協働は無理だとなってしまう。補助対象外を定めるのはあまり経験がなく、少し危険に思わなくもない。また、補助対象外を設定した理由をお聞きしたい。

(芹澤協働文化推進課長) 補助金は小林委員が発言されたとおりだが、モデル事業については、事業の必要経費に対し100%の補助もあり得る内容となっている。

(小林委員) 100%補助があり得るとするのは、どこに定められるのか読みにくいように思う。補助金の補助率や補助金額の決定というのは、どのプロセスを考えているのか。

(芹澤協働文化推進課長) 要綱の第11条「補助対象経費及び補助金の額」に、採択された協働事業の実施に要する経費としており、上限30万円以内で協働事業の実施に要する経費であれば満額補助が出る形となる。

(清田副会長) 補助金の最終的な決定権はどなたにあるのかということを知っているのではないか。

(小林委員) 例えば、補助金というのは行政ではない誰かが事業の主体で執行していて、その事業が公的に有用だということを確認すれば、30%や50%等の補助をする。全額負担して実行する事業は、普通は補助金とは言わずに寒川町の事業として実行されるべきものだと思う。協働事業だが補助金として扱おうとしているところに、違和感がある。また、別表のように補助対象外となる経費を定めるのは極めて難しい。試しにやってみたいという趣旨もわかるし、公的性質がない団体が採択されてしまった時に公共性の有無の判断が行政上難しくなるのでこういうようにされたい気持ちは非常によくわかる。事実、事前審査の段階でNPO等が事業提案をされると、その事業提案の

内容をいざ協働の担当課と一緒に協議を始めると、公共性がない等、色々なクレームがついてしまい、事業が成り立たず協働事業として使われなくなることが私の経験では多くの自治体で起こっていること。行政の判断で採択されなくなってしまうケースが増えてしまうのではないか。そうなってくると、権力のある方のゲートをクリアした方だけになってしまう。それは常識的によく起こりうることだが、要綱の中にそれが見えてしまっているのは、正直な形で書かれていると感じる。これが表に一人歩きすると、協働事業を専門でやっている方達からすると少し違和感があるかもしれないという印象を持ったので、ご検討されると良いかと思う。

（芹澤協働文化推進課長）小林委員の発言のように見えなくもないが、現在のところ、選考委員会の選考結果を考慮して、町長名での採択・不採択という形になると思われる。

（小林委員）権力者である町長が直接介入し、不採択にするケースは逆に少ないが、担当者が難色を示して対象外と判断し、町長の判断に結びついてしまうというケースが多い。それで全国で協働事業が進まなくなっていく背景があり、そういったことが見えやすい要綱になっている。特に別表の定めは見直された方が良いのではないかと思う。なぜ対象外の経費を定めたのか。

（芹澤協働文化推進課長）この費目に振り分けづらい経費もあるので、事業に必要な経費はできるだけ対象としたいという考えでいる。

（小林委員）普通は対象とするものを定める方が自由に見えるが、それは意外と不自由なので、趣旨はよく理解できる。私のように、うがった見方をするとそう見られてしまう。食料費について、事業のお弁当代は出るようだが。

（芹澤協働文化推進課長）講師の方へは出せるが、会員の方へは出せない。

（小林委員）曖昧な読み方がしにくくなり、そうなると、町長が事業に必要なもののご判断されると思う。拡大解釈されてしまい、かえって足かせの記述になってしまう。制限規定をするのであれば、制限するものだけを記載しないと、機能しない。自由度を高めるためには制限する項目だけを書く方が良いし、あるいは促進したいものがあればきちんと記述した方が良い

。法律はそういう構成で書かれている。少しご検討いただければと思う。

(芹澤協働文化推進課長) 検討させていただければと思う。

(大川会長) 大雑把に言えば、飲み食いなどはだめですよということ。町長が認めるものは、ごく少数だと思う。

(小林委員) 私もそう思うが、ちょっとしたトラブルの際にこういうものを持ち出されるケースが多い。

(芹澤協働文化推進課長) 別表の部分については、小林委員から頂いたご意見を持ち帰らせていただき、再度検討し、表記については事務局に一任ということによろしいか。

(小林委員) はい。

(菊地委員) 対象例、対象外例それぞれの例示があると、出す方も出しやすい。30万円というのは、消費税込みの額か。

(芹澤協働文化推進課長) 消費税込みで30万円となる。

(村崎委員) 事業評価を、選考委員会へフィードバックする必要があると思う。

(芹澤協働文化推進課長) 実績の報告は考えている。

(清田副会長) 一部改正要綱は、推進会議の中で決議を取ったものが、最終的に決まるのか。

(芹澤協働文化推進課長) 要綱については、町の決定機関へ付議をして最終的に決まるので、付議する案を今お示しし、ご意見をいただいている状況。

(山口委員) 3年間継続した事業の実績が今後、町としても実施していく必要があるとなった場合、町が率先して継続していくのか。それともあくまでも単発的に、いくら有意義な事業でも最大3年で終わらせてしまうのか。

(事務局) 基本的には、提案された課題を単年度で解決していくのが一番望ましい。しかし、町も公共的課題として今後取り組んでいく必要があると判断した場合は、事業協力課が課題を受け止め、予算化することが求められていくと思う。

(大川会長) 事業の性質にもよる。パトロールは、最初に機材等を揃えてしまえばあとは運用していけばいい。事業によっては、毎年必要なものを購入する場合もあるので、その辺はその団体がどう考えて行動していくか。この事業の基本は、種をまいて町が3年補助したのだから将来的には継続して行ってほしいというのが町の望みだと思う。事務局には出たご意見を含ん

で運用にあたっていただきたいと思う。只今ご提案した寒川町みんなの協働事業提案制度モデル事業実施要綱一部改正案について、原案のとおり賛成の方は挙手をお願いしたい。

(各委員) 多数の委員が挙手。

(大川会長) 賛成多数のため決定をする。次に、②寒川町協働事業選考委員会設置要領(一部改正案)について議題とする。事務局より説明をお願いしたい。

②寒川町協働事業選考委員会設置要領(一部改正案)について(資料2)

(事務局) 前回の推進会議で事業の選考委員会を、現在町の職員のみで構成しているが、今後外部の方を入れた形で進めたいとお話させていただいていることについて、案をお示ししている。

—資料2の説明省略—

(大川会長) 部長級で選考していたところを、第3条第2号の委員に変えたというのが趣旨。何かご意見等あるか。

(小林委員) 選考委員会の名称に「みんなの」がついていないが、他の協働事業の選考も当選考委員会で行う等、何か意図があったのか。

(芹澤協働文化推進課長) 名称的に長いということで、短くしたという経緯。

(村崎委員) 第4条で、委員の任期が2年と記載があるが、企画政策部長と町民部長については、「ただし、企画政策部長と町民部長を除く」などの記載が必要ではないかと思う。

(芹澤協働文化推進課長) 町の職員については、人事異動があれば後任の職員が引き継ぐ。

(村崎委員) 同じ部長が3年、4年と委員になる時に、再任を妨げない等の記載がないので、どうなのか気になった。

(清田副会長) かながわボランティア活動推進基金21の審査会は全て民間の方が委員となっている。客観性の部分では、本来は町が信頼し、民間の方だけで審査するのも一つの考え。

(芹澤協働文化推進課長) ご意見として頂戴し、協働事業が進んでいき、町民のみなさんの中で決められる体制作りができたらと考えている。

(大川会長) 第8条で会議は非公開とあり、「意思決定の中立を確保するため」ということはわかるが、「委員の率直な意見

の交換」というのは、余計なことではないか。今、推進会議を公開しているが率直に意見交換をしている。

(芹澤協働文化推進課長) 非公開でないと率直な意見交換ができないのかという話になってしまうので、ここは削除する予定で考えさせていただく。最終的な案が出来次第、みなさんにお戻しさせていただく。

(大川会長) 非公開の部分について何かご意見等あるか。

(各委員) なし。

(大川会長) それでは、ご提案した要領の一部改正の案について賛成の方は挙手いただきたい。

—全員挙手—

(大川会長) 全員挙手なので、決定をさせていただく。次に、③寒川町協働事業選考委員会へのまちづくり推進会議からの委員推薦について事務局より説明をお願いしたい。

③寒川町協働事業選考委員会へのまちづくり推進会議からの委員推薦について

(事務局) 4月に開催する選考委員会で委嘱をさせていただくにあたり、事前に推進会議から4名の委員の推薦について、内諾をいただきたく議題とした。

(清田副会長) 委員は順に何名ずつか教えていただきたい。

(事務局) 推進会議からの推薦者4名、社会福祉法人寒川町社会福祉協議会1名、寒川町ボランティア連絡協議会2名、公募の町民1名、各部長1名で計10名以内。

(大川会長) 4名枠ということで、非常にウェイトが高い気がするが、みなさんいかがか。

(村崎委員) 推進会議の性格から言うと、多くても良いと思う。ある程度、推進会議の意見が反映されやすいのでは。

(大川会長) 村崎委員から意見があったが、よろしいか。

(各委員) 異議なし。

(大川会長) 責任を持たなければいけないが、4名の推薦をいただけたらと思うが、いかがか。

(村崎委員) 現時点での大川会長を推薦したい。

(菊地委員) 任期が6月末までだがどうするのか。

(芹澤協働文化推進課長) 7月に新たな委員が決まった時点でご推薦いただき、そこから残任期間という形になる。

(大谷委員) 正副会長と、両委員会の委員長を推薦する。

(大川会長) 大谷委員から発言があったが、いかがか。

(清田副会長) 県の例だが、審査には必ず大学教授等の学校関係の方が入っている。出来たら、客観性ということで小林委員に入ってもらい、バランスを見てもらいたい。

(小林委員) このメンバー構成だと、町民の皆さんで色々と議論されるという趣旨だと思う。運用してみて、学識者が必要であれば1名位入れていただく形でも良いのではないか。

(大川会長) 正副会長と両委員会の委員長でよろしいか。

(今井委員) 選考委員は、事業提案できないと思うが、菊地委員は色々と活動されているので、自ら選考することになる。

(菊地委員) 身内に提案者が居るので、副委員長の村崎委員はどうか。

(村崎委員) 私はさむかわエコネットに所属しており、提案する可能性もあり、指摘された時に対応できない。

(芹澤協働文化推進課長) 提案事業のうち、選考委員が会員になっている場合等については、委員から外れて頂くことを明記するような形にしたい。

(大川会長) では、そのような形で決定させていただく。次に、寒川町わたしの提案制度運営要綱(案)について議題とする。町民窓口課より説明をお願いしたい。

(事務局) 資料としては、要綱案という形ではなく、制度の概要等となっている。町民窓口課長の中嶋、担当の山口より説明をさせていただきたいと思う。

(中嶋町民窓口課長) 本日は、まちづくり推進会議の貴重な時間をいただき、わたしの提案制度の審査会へのご協力をお願いをさせていただきたく、議題とさせていただいた。

—資料3の説明—(省略)

(大川会長) 課長から趣旨の説明があったが、まだ要綱はできていないということでよろしいか。

(中嶋町民窓口課長) 現在、作成中となっている。

(村崎委員) 提案者の目的は、1,000円や5,000円をもらいたいからではなく、提案をして町が賛成してやりましようと言ってくれるのか、反対なのかが欲しい答え。提案して、5,000円渡して意味があるのか、私は少し違うと思う。

(清田副会長) 非常に馴染まない。報償制度は、最終的に町長が決定するので客観性がない。本来は庁内で職員同士が議論し

て改革していき、それを町長が取り上げ、行政が新しいことをやっているんだと町に見せてほしい。提案制度の審査会を開き、町長が最終決定をするシステムそのものがいかなものかと思う。こういうものが、行政にプラスになるのか、なぜこの制度をつくったのか不思議に思う。

(大川会長) 町長への手紙の年間件数は。

(山口主査) 年間の件数だと、およそ100件を超える程度。その中で、今ご説明したものに該当してくるのは平成26年度の4月～12月の間の件数でおよそ20件弱くらい。現状を考えて、もっと取り入れられるような有効な提案をいただければというところでスタートしている。

(大川会長) 趣旨としては、活性化したいというところ。

(山口主査) 先程発言のあった、職員提案の制度は別にあり、これは、あくまで町民の方による制度。

(菊地委員) アイディアにお金を出すということで、協働事業提案制度の個人版として、私はそんなに悪くないと思う。ただ、良いアイディアは少ないので、よく考えていただき提案してほしいので、1万円等もう少し報償をあげても良いと思う。個人の人にも良いアイディアであれば受付できる用意があり、どんどん出して下さいというのは、アナウンスの仕方によっては違うのかもしれないので、入り口は別の方が良いと思う。

(谷村委員) 現行の町長への手紙は苦情が多いのでシステムを変えたい、アイディアをたくさん募集したいということであれば、受け入れやすいと思う。内容が混線すると、趣旨がよくわからなくなる。

(大川会長) 意見が二つに分かれたようだが、事務局が町長の手紙を含め、もう少し町民の町政への関わりの盛り上げを期待するという趣旨でやるのであれば良いと思う。アイディアを出して下さいという、簡単な提案制度は出しやすいので、そのようなシステムにすれば、件数も増え、町民が関心を持てれば成功なのかと思う。

(小林委員) この事業を実施する目的の1つは、苦情が多いということ回避したいということ、もう1つは良質な提案がほしいということで理解してよろしいか。

(中嶋課長) はい。

(小林委員) 今は、苦情や提案もわたしの提案制度で受けてし

まっているために混乱が起きるので、苦情と要望専用の窓口、提案は私の提案制度と、入り口を2つに分ければ1点目の問題は解決すると思う。2点目の問題は、報償を1,000円もらうために提案するかと言えば、そうでもないと思う。提案者の期待は、アイデアを行政事業としてやってほしいということ。寒川町みんなの行政事業提案制度というように発展したいのかと感じたが、もし制度設計するのであれば、そういう方が妥当だと思う。そこに結びつくかどうかを審査されると良いのかと思う。

(大川会長) 報償そのものについていかがか。

(大関委員) 年間で20件程度であれば、今は全員に1,000円あげて、良い意見が多く出るようになったら審査会で変更すれば良いのでは。20件程度で審査会を開くと、人件費の方がかかる。

(大川会長) 報償そのものよりは、制度的に見直して、提案が集まるようにしたらどうかということか。

(大関委員) はい。

(大川会長) 課長、いかがか。

(中嶋課長) 現在、要綱の作成中なので、両面のご意見をいただいた中で、とりまとめて今後の参考としてより良い形をとっていきたいと思うので、よろしく願いしたい。

(大川会長) 大関委員や小林委員からの提案内容を十分尊重して頂き、報償についてはもう少し様子を見て、提案が多く出て来たら質の良いものに出したらどうかという意見だが、いかがか。

(中嶋課長) 貴重なご意見かと思う。

(大川会長) 委員のみなさん、そういう方向でよろしいか。

(各委員) 異議なし。

(中嶋課長) 要綱を早急に作成する必要がある、推進会議委員の方に審査員として参加していただけるかということを含めてご協議いただきたいと思う。

(大川会長) 町長提案なので結論が出ても執行部でやるとなればやる。改めて要綱ができたなら委員会にかかってくると思うので、その際に審議していただければと思う。審査会が1月、7月なので次の任期となる。

(中嶋課長) 要綱が出来次第、再度ご相談させていただきたい

	<p>と思うので、よろしくお願ひしたい。</p> <p>(大川会長) 推進会議としては、苦情用と提案用で窓口は2つにし、質の良い提案を受け付けるようにするという方向で進めていただきたい。報償の部分は賛否両論。あとは町長がどうするか。議題については終了したので、その他については事務局にお返しする。</p> <p>(事務局) 各委員会は、本日の推進会議を受けて開催されることかと思うが、協働PR委員会が2月3日午後1時30分から分庁舎の電算会議室で開催する。まちづくりワクワク委員会は日程調整をさせていただければと思う。今後、今期の報告書のとりまとめに向けた動きになると思うのでよろしくお願ひしたい。また、次回の推進会議だが、4月または5月の早い段階で1回、またはさらに6月の2回開く必要があると考えている。各委員会の進捗具合を見ながら、正副会長とご相談し、決めていきたいと思うのでよろしくお願ひしたい。</p> <p>7 閉会 (清田副会長) ～午後3時45分閉会～</p>
<p>配付資料</p>	<p>○次 第 第4期寒川町まちづくり推進会議 第6回会議</p> <p>○資料1 寒川町みんなの協働事業提案制度モデル事業実施要綱 (一部改正案)</p> <p>○資料2 寒川町協働事業選考委員会設置要領 (一部改正案)</p> <p>○資料3 わたしの提案制度に関するご協力のお願ひと制度の概要</p>
<p>議事録承認委員及び 議事録確定年月日</p>	<p>谷村委員、森井委員 (平成28年2月12日確定)</p>